様式第１６－２　法第 49 条第４項第７号関係（森林法第 34 条第２項の許可）

森林法第 34 条第２項の許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の作業許可）を必要とする場合に記載すること。

ア. 土地の形質の変更等に関する計画書

森林（土地）の所在場所		相馬郡飯舘村小宮字野手神１番ノ１
保安林の指定の目的		水源かん養保安林
行　為　の　方　法		(目的)農道敷設 (面積)A=0.0812ha。 施工後は飯舘村が管理を行う。
期　　間	始　　期	令和４年度予定
	終　　期	令和５年度予定
備　　　　考		

イ. 図面

１　添付する図面の様式は、規則第 15 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

２　図面については、法第 46 条第２項第３号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。

注意事項

1　申請書は、行為を行なうべき箇所ごとに作成すること。

2　行為の方法欄には、次の事項を記載すること。

(1) 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い

(2) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い

(3) 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法

(4) 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法

(5) 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い

(6) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い

(7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い

3　面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第４位まで記載すること。

4　期間については、法第 46 条第 2 項第 5 号に定める復興整備事業の実施予定期間に記載されている場合は省略可能とする。

5　計画書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。